

**社会福祉法人勝山市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター**  
**(指定障害福祉サービス事業) 運営規程**

(事業の目的)

第1条 勝山市社会福祉協議会が設置する勝山市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護、重度訪問介護、行動援護および同行援護(以下「居宅介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護の提供ができるよう努める。

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(以下「令」という)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(虐待防止に関する事項)

第3条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 勝山市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター(居宅介護)

(2) 所在地 勝山市郡町1丁目1番51号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名(常勤職員)

サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 職員 10名以上

職員は、居宅介護計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

ただし、12月31日から翌年1月3日までは休業とするが、緊急時はその限りではない。

(2) 営業時間 午前6時から午後10時までとする。

ただし、必要時にはその限りでない。

(居宅介護を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)

(2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)

(3) 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

(4) 精神障害者(18歳未満の者を含む)

(居宅介護の内容)

第8条 事業所で行う居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

① 食事の介護

② 排せつの介護

③ 衣類着脱の介護

④ 入浴の介護

- ⑤ 身体の清拭、洗髪
- ⑥ 通院等の介助
- ⑦ その他必要な身体介護

(3) 家事援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ 関係機関との連絡
- ⑥ その他必要な家事

(4) 行動援護に関する内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、外出時および外出前後に予防的対応、制御的対応、身体介護的対応の支援を行う。

(5) 重度訪問介護に関する内容

日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、身体介護、家事援助、見守り等の支援を行う。

(6) 同行援護に関する内容

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(7) 前各号に掲げる内容に附帯する便宜

第2号から第6号に附帯する必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護を提供した時には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受ける。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した時は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受ける。

3 通常の事業の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費として、勝山区域境界域から1Kmあたり10円いただきます。また、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収する。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得る。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証

を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付する。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、勝山市内全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第13条 提供した居宅介護に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市が、また、法第48条第1項の規定により福井県知事又は市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市、又は福井県知事及び市長が行う調査に協力するとともに、市、又は福井県知事及び市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果について従業者への周知徹底

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針

(3) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する、身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設け、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を漏洩してはならない。
- 3 職員でなくなった後においても第2項の秘密を漏洩してはならない。
- 4 事業所は他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得なければならない。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存する。
- 7 事業所は訪問介護等の生活の保持及び健康状態について、必要な管理を行い設備、備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。この規程の施行に伴い社会福祉法人勝山市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター（居宅介護）運営規程は、廃止する。

この規程は、令和3年6月3日に施行し、令和3年4月1日から適用する

この規程は、令和5年6月6日改正し、令和5年4月1日から適用する